

中川事務所新聞

第42号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【増税です】

今月は年末調整があります。定率減税が縮小され、増税になっていますが、来年にはこれが廃止されるのでさらに増税になります。この関係でH19年1月分の給与から新しい源泉徴収税額表を使わなければなりません。既に税務署から届いているはずなので、徴収漏れの無いように気をつけましょう。



【融資のルートが多様化しています】

中小企業の一般的な事業資金

の借り入れは、保証協会に保証料を支払って無担保で融資を受けるパターンです。最近では公的な存在である保証協会の役割を民間企業が担って、金融機関と提携する融資ルートがあります。ビジネスローンと合わせて融資商品が多様化しているので、自社の状況に合わせて主体的に選択するようにしましょう。そのためには、金融機関との良好な関係維持も大切です。

【経営セーフティ共済】

得意先が倒産したとき、連鎖倒産に巻き込まれないための国が運営する制度です。

- ①最高3,200万円の共済金貸付が受けられます。
- ②共済金の貸付は無担保・無保証人です。

③掛金は税法上経費または損金に算入できます。

④一時金貸付制度も利用できます。

⑤40ヶ月以上掛けて解約すると、掛金の全額が帰ってきます。

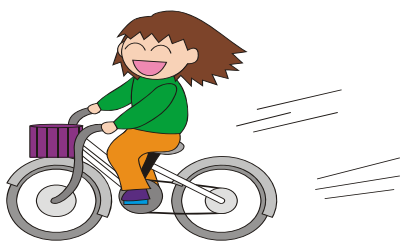
【12月の事務予定】

- ・12月決算法人期末実地棚卸
- ・8月決算建設業決算変更届
- ・10月決算法人確定申告&納税
- ・4月決算法人中間申告&納税
- ・固定資産税第3期分納付
- ・年末調整
- ・年賀状の発送
- ・大掃除



知ってお得！？法律雑学

Q. 自転車の無灯火でも罰せられるの？



A. 夜うっかりライトをつけずに自転車に乗っていて、警

官に注意されたことはないでしょうか。車両等は夜間の道路では灯火をつけなければならない、と道路交通法で定められています(第52条)。これに違反すると5万円以下の罰金に該当します。

実際に自転車の無灯火でこの罰則が適用されることはないでしょうが、自分の身を守るためにも早めの点灯を心が

けましょう。

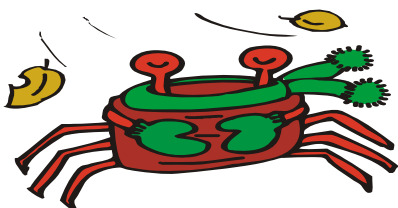
なお、余談ですが、私は神戸-姫路間をしょっちゅう車で往復します。夕方近くになって早めに点灯する車は圧倒的に神戸ナンバーが多く、姫路ナンバーはまるで意地になったかのように点灯しません。見る意識は強くても、見られる意識は弱いのでしょうかね。

経営談義

【何度でも言います！決算書のこと】

個人事業者の方はこの12月末締めで、法人の方はそれぞれ決められた月締めで最低でも年一回は決算書を作ります。一年間を総括するこの決算書を軽く見ていませんか？

法人の場合は、法人が任意の形式で決算書を作ることが出来るので、法人の意思を反映することは比較的容易です。しかし、個人事業者の場合には、税務署提出用の決算書を作らなければならないため、表現の自由度が低下します。



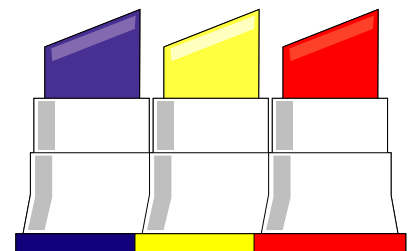
このような状況から、特に個人事業者の方で、税務署提出用の決算書さえあれば良いと思いついていないでしょうか？そしてその決算書に次のような点で思い当たる節はないでしょうか？

- 手書きで作っている。
- 貸借対照表が付いていない（青色申告控除を最大限活用していない）。
- 明細が無い。

対税務署のことだけを考えれば、これらの不備があっても特に問題はありません。しかし、事業者は税務署のために仕事をしているわけではありません。税務署へは事業の結果を報告しているのであって、目的が税務署となれば本末転倒です。

昨今の融資現場においては、審査のコンピュータ化が益々進んでおり、この世界では形式が単一化されていきます。有るべきものが無ければ0（ゼロ）と判定されて、得られるべきものも得られなくなります。今まで簡単に受けられた融資がきつくなってきたということがあれば、業績以外にも形式面の不備があるのかもしれない。

決算書は会社や事業を表現するための大切な道具です。道具は有効に使いこなしましょう。



あともがき

先月は三回もゴルフに行く機会がありました。手首を怪我して以来、何かと不自由していましたが、ゴルフで益々痛くなったかと思つたら、その痛みが引くと、前からあつた痛みも一緒に引いていきました。割れた軟骨が削れたら痛みは引くと医者者が言っていたのは本当でした。

平成十八年も残すところ一カ月。あつという間に過ぎ去りましたが、忘年会等で体調を崩さないよう、平穩無事に今年を終えるようにしましょう。



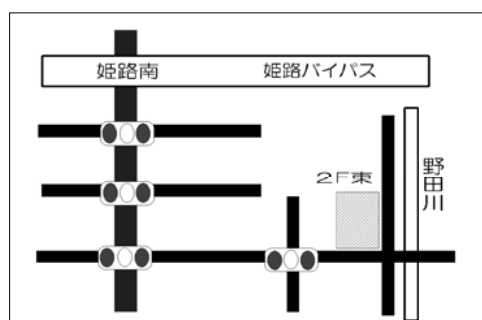
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp